

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

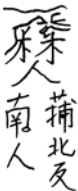

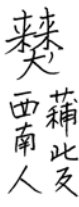

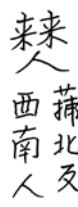

——異本注記の有無について—— (七)

小林 恭 治

本稿は左記の拙論の続編である。

- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 ——異本注記の有無について—— (一)」
〔鶴見大学紀要〕 第47号 第一部 日本語・日本文学編 平成22年3月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 ——異本注記の有無について—— (二)」
〔鶴見大学仏教文化研究所紀要〕 第15号 平成22年4月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 ——異本注記の有無について—— (三)」
〔鶴見大学紀要〕 第48号 第一部 日本語・日本文学編 平成23年3月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 ——異本注記の有無について—— (四)」
〔鶴見大学紀要〕 第48号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成23年3月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 ——異本注記の有無について—— (五)」
〔鶴見大学紀要〕 第49号 第一部 日本語・日本文学編 平成24年3月
- ・「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 ——異本注記の有無について—— (六)」
〔鶴見大学紀要〕 第49号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成24年3月

資料 B-32

高山寺本	西念寺本	観智院本
 	  正	  正
18ウ	19オ	仏上 34

資料 B-32 の西念寺本の二つ目の標出漢字「棘¹⁶」の右に記されている「棘イ」という注記が観智院本に見えない。鎮国守国神社本は項目自体が佚文であるが、この「棘イ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

この西念寺本の「棘イ」は、標出漢字「棘」の右に記されているところから、「標出漢字『棘』が異本では『棘』と記されている」の意を示す異本注記であると思われる。

ここで、「棘イ」の異本に相当、もしくは関係しそうな写本を探すために、「棘イ」の「棘」字の字画を確認すると、「棘」字は、一見、《來》を左右に二つ並記したものであるように見えるが、厳密には、旁に相当する右側の字画は《來》であるが、偏に相当する左部の字画は、《來》の中ほどに横画を一つ加えた《來》となっている。

そこで、改めて資料 B-32 の西念寺本の二つ目の標出漢字の様子を見ると、「棘」字は、《來》が左右に二つ並記される字画構成になっている。

以上の二つの状況を考え合わせると、資料 B-32 の西念寺本の二つ目の標出漢字「棘」と、その異本注記「棘イ」

の「棘」との関係は、異本対照時の意図としては、現在における、いわゆる新旧の字体の対立に相当する相違を示したかったのではないかと考えが想起される。

とすれば、異本注記「棘イ」の「棘」字の偏の《來》が、いわゆる、旧字体の『來』と新字体の『來』を混合させたような字画であるのは、やはり以後の転写時の誤りで、異本注記「棘イ」の「棘」字は、本来、旧字体の《來》が左右に二つ並記された『棘』という字体であったのではないかと推測される。

しかし、資料B-32を見ると、西念寺本の二つ目の標出漢字「棘」は、その他の写本のものとは字体が異なっていることが明らかである。

各写本の二つ目の標出漢字の様子を見ると、西念寺本の「棘」が、いわゆる新字体の《來》を左右に並記するのみのものであるのに対して、観智院本・高山寺本⁽⁶⁾では「棘」とあり、これは、いわゆる旧字体の《來》が左右に二つ並記されたものを冠部とした上で、さらに脚部に《人》を配する字画構成になっており、西念寺本のみ相違する。しかし、各写本の二つ目の項目の注記には、いずれも「正」とのみ記されていることで一致しており、この「正」は、資料B-32の一つ目の項目の標出漢字に対して、二つ目の標出漢字の字体が「正」字であることを示したものと考えられる。⁽⁴⁾⁽⁶⁾

次いで、資料B-32の一つ目に記されている標出漢字について、各写本の状況を確認すると、西念寺本の「棘」は、冠部にいわゆる新字体の《來》を左右に二つ並記した上で、脚部に《犬》とするが、これに対し、観智院本・高山寺本では「棘」となっており、冠部は同一だが、脚部を《人》として、ここでも西念寺本のみ相違する。

そして、以上の点からすると、資料B-32における二つ目の項目は、一つ目の項目の標出漢字の字体についての情報を記述することを目的としたもので、観智院本・高山寺本の状況からすれば、一つ目の標出漢字と二つ目の標出漢

字の対立は、やはり、その冠部における《棘》と《棘》の、《來》と《來》の字画の対立で、いわゆる新旧字体の対立を、項目を列記することで示そうとしたものであると考えたい。

西念寺本における二つ目の標出漢字「棘」と、二つ目の標出漢字「棘」の対立は、脚部に《犬》があるかないかの対立であるかのように見え、そうした対立も考えられないわけではないが、ここでは、やはり、本来は、観智院本・高山寺本のように、いわゆる新旧字体の対立であったと考える方が、自然であると考ええる。

そこで、本稿では、資料B-32における、西念寺本の二つ目の標出漢字「棘」が脚部を《犬》としているのは、本来《人》であったものが、西念寺本の側で誤写されたためと考ええる。また、西念寺本の二つ目の標出漢字「棘」が、新字体の《來》を並記するのみであることも、本来、《人》の字画が脚部に配されていたものが、西念寺本の側で誤写されたためと考えることとする。

以上の状況認識に立った上で、資料B-32の各写本の上下二つの項目の標出漢字の状況を確認すると、しかしながら、各写本における一つ目、二つ目の標出漢字の記載状況は、いずれも西念寺本の異本注記「棘イ」によって示された「棘」字の字体とは一致しないことになる。

そこで、先に、本来、異本注記「棘イ」の「棘」字は、旧字体《來》が並記された『棘』という字体であったのではないかと考えたが、やはり、脚部に《人》もしくは《犬》がない字画構成の標出漢字『棘』を、二つ目の標出漢字として記載する未知の写本が成立しており、それを、西念寺本が異本として対照したと考えたい。

そして、二つ目の標出漢字について、観智院本・高山寺本では、冠部を旧字体の《來》の並記としている「棘」であることからすると、西念寺本の異本の「棘」字の方が、現存の西念寺本の二つ目の標出漢字「棘」よりも、本来の状況に近いことになる。

以上の考察をまとめると、資料B-32の西念寺本の二つ目の項目の標出漢字と異本注記の状況が成立するまでの過程について、次のような展開があったものと考ええる。

〔第1段階〕 二つ目の項目の標出漢字の原初形態を伝える写本をAとすると、写本Aにおける標出漢字の字画は、冠部に《來》を並記し、脚部に《人》を配した『𦵏』であり、観智院本・高山寺本は、その状況を伝えていている。

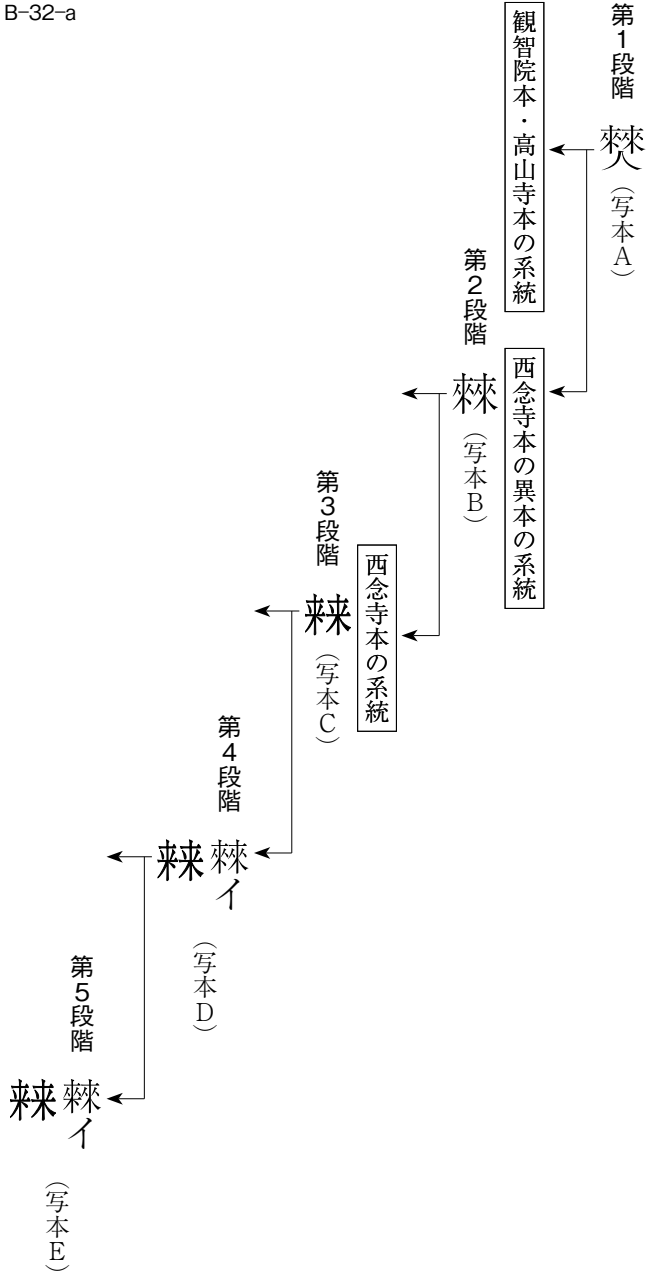
〔第2段階〕 写本Aの系統から、標出漢字『𦵏』の脚部《人》を記さない『𦵏』とする写本Bが発生する。西念寺本が対照した異本は、写本Bの状況を伝えていている。

〔第3段階〕 写本Bの系統から、標出漢字『𦵏』の《來》の字画を《來》として並記し、「𦵏」とする写本Cが発生する。西念寺本は、写本Cの状況を伝えていている。

〔第4段階〕 写本Cの系統において、写本Bの系統の写本との異本対照作業を試み、標出漢字「𦵏」に対して、異本注記『𦵏イ』を追記した写本Dが発生する。

〔第5段階〕 写本Dの系統において、異本注記『𦵏イ』の『𦵏』字の偏の《來》を《來》とする写本Eが発生する。現在の西念寺本は、写本Eの状況を伝えていている。

図 B-32-a

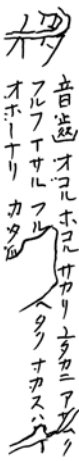
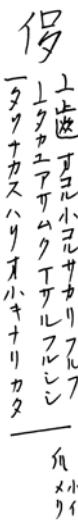
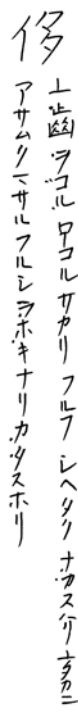


右の推測では、「棘」の偏の《來》が《來》と誤写されて「棘」が成立するのは、異本対照作業後の最終の第5段階、「西念寺本の系統」上で発生したということになるが、「棘」の成立が、異本対照前の、写本B「西念寺本の異本

の系統」上で、発生し、対照時において、すでに「棘」であった写本を参照し、異本注記として、追記してしまったということも考えられる。とすれば、そのケースでは、写本Dの成立はなかったということになるが、「棘」の成立が、異本の系統であったか、西念寺本の系統であったかについては、もちろん不明である。¹⁰⁾

37、「小イ」(19オ)

資料 B-33

高山寺本	西念寺本	観智院本
 <p>立音¹⁰⁾オコルホニサカリナカニアズク フルフイサルフル オホーナリカタ¹⁰⁾</p>	 <p>上止¹⁰⁾オコルホニサカリフルフ 上クアニアサムクイタルフルシ 一タクナカスハリオホキナリカタ</p> <p>小イ メイ</p>	 <p>上止¹⁰⁾ヲコルワコルサカリフルフレヘクナカスナリナカニ アサムクニサルフルレヲホキナリカタスホリ</p>
21 オ	19 オ	仏上 35

資料 B-33 の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表 B-33-1a に観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

表 B-33-1a を見ると、西念寺本の標出漢字「¹⁰⁾小イ」の項目の注記④「小イ」という注記が観智院本に見えないことがわかる。

西念寺本の④「小イ」は、⑬「カタ爪メリ」の「メ」字に対して付されたもので、「カタ爪メリ」の「メ」が異本では「小」と記されている」の意を示した異本注記であると思われる。

表 B-33-a

観智院本	① 一齒 ② ラコル ③ 早コル ④ サカリ ⑤ フルフ ⑥ シヘタク ⑦ ナカスハリ ⑧ ユタカニ ⑨ アサムク ⑩ マサル ⑪ フルシ ⑫ ラホキナリ ⑬ カタスホリ	西念寺本	① 一齒 ② オコル ③ 小コル ④ サカリ ⑤ フルフ ⑥ シヘタク ⑦ ナカスハリ ⑧ ユタカニ ⑨ アサムク ⑩ シヘタク ⑪ ナカスハリ ⑫ オホキナリ ⑬ カタ爪メリ ⑭ 小イ	高山寺本	① 音齒 ② オコル ③ ホコル ④ サカリ ⑤ フルフ ⑥ シヘタク ⑦ ナカスハ ⑧ ユタカニ ⑨ アサムク ⑩ アサムク ⑪ ナカスハ ⑫ オホキナリ ⑬ カタ爪 ⑭ □
------	---	------	--	------	---

高山寺本	西念寺本	観智院本
① 音齒 ② オコル ③ ホコル ④ サカリ ⑤ ユタカニ ⑥ アサムク ⑦ フルフ ⑧ アサル ⑨ フル □ ⑩ □ヘタク ⑪ ナカスハ □ ⑫ オホキナリ ⑬ カタ爪 □ □	① 一齒 ② オコル ③ 小コル ④ サカリ ⑤ フルフ ⑥ ユタカニ ⑦ アサムク ⑧ アサル ⑨ フルシ ⑩ シ ヘタク ⑪ ナカスハリ ⑫ オホキナリ ⑬ カタ 爪メリ ⑭ 小イ	① 一齒 ② ラコル ③ 早コル ④ サカリ ⑤ フルフ ⑥ シヘタク ⑦ ナカスハリ ⑧ ユタカニ ⑨ アサムク ⑩ マサル ⑪ フルシ ⑫ ラホキナリ ⑬ カタスホリ

しかしながら、西念寺本の⑭「小イ」が、西念寺本の系統において独自に増補されたものであるか、観智院本の脱漏であるかについては、確定することができない。

本章では、観智院本に見えない記述が西念寺本に見えるケースにおいて、その記述が西念寺本の増補であるか、観智院本の脱漏であるかの判断を目的としているが、その方法については、当該の記述が、高山寺本・鎮国守国神社本にも見えない場合には、西念寺本の増補、高山寺本・鎮国守国神社本に見える場合に

は、観智院本の脱漏とすることを原則としてきた。但し、高山寺本か鎮国守国神社本において、落丁その他の理由により、比較の対象が佚文である場合には、便宜的に、どちらか一方の記述を参考にしてよいことにしてきた。

そこで、今回の資料B-33の場合であるが、鎮国守国神社本では項目自体が佚文であるものの、高山寺本には当該項目が存するので、記述の比較対照作業が可能であるかのように思われるが、高山寺本の様子を見ると、⑬「カタ爪□□」の「爪」の字の下の記述が虫損により確認できない。そして、虫損の箇所は、⑬「カタ爪□□」のみにとどまらず、⑥「ア□□ク」⑨「フル□□」⑩「□ヘタク」、⑪「ナカスハ□」に及んでいる。幸い、資料B-33の項目においては、注記数は多いものの、西念寺本の異本注記⑭「小イ」以外に、各写本相互に、注記の出入りが見られないので、表B-33aによつて、観智院本・西念寺本と対照すれば、それら高山寺本の虫損箇所にとどのような注記が記されていたかを推測することは不可能ではない。

しかし、高山寺本の⑬「カタ爪□□」については、西念寺本の⑬「カタ爪メリ」の「メリ」に相当する部分の周囲も、虫損により広く欠落しているため、⑬「カタ爪□□」の周辺に、西念寺本の⑭「小イ」に相当する注記が存在したか否かを確認することができず、存否のいずれも可能性があり、判断できないのである。これにより、西念寺本の⑭「小イ」という注記が、西念寺本における独自の増補であるか、もしくは、観智院本の脱漏であるかを決定する条件が調わないことになり、本考察が成立しないこととなる。

その上で、増補か脱漏かの判断以外の点について考察を続けてみると、表B-33aにより、観智院本の⑬「カタスホリ」が西念寺本で⑬「カタ爪メリ」と記されて相違していることがわかる。そして、その西念寺本の⑬「カタ爪メリ」の「メ」字に対して、異本注記⑭「小イ」が付されているのが現況である。

とすると、西念寺本の異本注記⑭「小イ」によつて知られる異本の状況は、カタカナの字体に相違があるものの、

内容的に観智院本の⑬「カタスホリ」と同様であることがわかる。

そして、高山寺本の虫損の箇所については、西念寺本と同内容の異本注記が存在していたのだとすれば、高山寺本⑬「カタ爪□□」は、西念寺本と同内容の『カタ爪メリ』であったと推測できるが、異本注記がなかった場合には、観智院本と同内容の『カタスホリ』であった可能性もあるが、異本注記が付される前の『カタ爪メリ』であった可能性もある。

そもそも、カタカナ注記として、どちらがあり得るかという問題になるが、「カタ爪メリ」の方は、『カタスム』、『カタスホリ』の方は『スホル』の場合も考えてみたが、西念寺本の⑬「カタ爪メリ」も観智院本の⑬「カタスホリ」も、現在のところ他に用例が確認できず、どちらも意義不詳である。今後の課題としたい。

ただし、西念寺本の⑬「カタ爪メリ」において、異本注記⑭「小イ」が付されていることからすれば、異本対照者も、どちらが正しいものであるか判断できていなかった可能性もある。これは異本対照作業をすることの本質に関する問題と言える。

異本対照作業の目的については、先に、第4項・資料B-4「併」の考察の際にも触れたが、異本を対照し、相違点を発見した際に、その事実を注記として書き込むという作業は、作業時においては、記述の相違に対する正誤の判断を保留し、後の課題として、判断の材料を提示することを目的としていると考えられる。これにしたがえば、今回西念寺本の異本注記⑭「小イ」の場合も、正誤の判断をしなかったと言えるが、実際に、正誤を判断する根拠を有していたのかどうかと言えば、それは語義の点から難しかったのではないかと推測する。

資料 B-34

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>偏</p> <p>字、シリンク イルセアルセ</p> <p>偏 鄙カ人 或 遍字 イルセアルセ</p> <p>ヤフルオナシ ヒスカイ</p> <p>19 オ</p>	<p>偏</p> <p>偏カ人 或 遍字 イル</p> <p>ヤフルオナシ ヒスカシヘキ</p> <p>19 ウ</p>	<p>偏</p> <p>偏カ人 或 遍字 イル</p> <p>ヤフルオナシ ヒスカシヘキ</p> <p>仏上 35</p>

資料 B-34 の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表 B-34-a に観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>① 鄙力反 ② 或遍字 ③ シリンク ④ イル ⑤ セアル ⑥ セム</p> <p>⑦ ヤフル ⑧ オナシ ⑨ ヒスカシ ⑩ ヘキ</p>	<p>① 鄙力人 ② 或遍字 ③ イル ④ シリンク ⑤ セ</p> <p>⑥ ナフル ⑦ オナシ</p>	<p>① 鄙力又 ② 或遍字 ③ シリンク ④ イル</p> <p>⑤ セアル ⑥ ヤフル ⑦ オナシ ⑧ □スカシ ⑨ ヘキ</p>

表 B-34-a を見ると、西念寺本の標出漢字「偏」の項目の注記⑧「ヤイ」が観智院本に見えないことがわかる。^註

鎮国守国神社本は項目自体が佚文であるが、この⑧「ヤイ」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

西念寺本の⑧「ヤイ」は、その左隣の⑥「ナフル」の「ナ」に付されたもので、「『ナフル』の『ナ』が異

表 B-34-a

観智院本	西念寺本	高山寺本
① 鄙力反 ② 或逼字 ③ シリソク ④ イル ⑤ セム ⑥ ヤフル ⑦ オナシ ⑧ □スカシ ⑨ ヘキ	① 鄙力反 ② 或逼字 ③ イル ④ シリソク ⑤ セブル ⑥ ナフル ⑦ オナシ ⑧ ヤイ	① 鄙力反 ② 或逼字 ③ シリソク ④ イル ⑤ セブル ⑥ セム ⑦ ヤフル ⑧ オナシ ⑨ ヒスカシ ⑩ ヘキ

たものを見間違えて「ナ」と記したというよりも、『ヤ』と記すつもりのもが、「ナ」に近い曖昧な字形になった写本成立の後、それを見た次の転写者が「ナ」と判断し、明確な「ナ」を記したことで、「ナフル」が成立したものと推測される。

その後に異本対照作業がなされて、⑧「ヤイ」が付されたことになるが、『ヤ』を「ナ」と誤解されるような書写が成立していたとすると、ともすると、現西念寺本においては、その転写作業の不正確さ、書字作業の乱雑さが問題とされるが、それは現存本に限ったことではないのではないかととも考えられる。

39、「祝イ本」(10ウ)

資料 B-35 の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、そ

本では『ヤ』と記されている」の意を示した異本注記であると思われる。表 B-34-a の観智院本・高山寺本の様子を見ると、西念寺本の⑥「ナフル」に相当する注記は、いずれも「ヤフル」とあり、西念寺本が対照した異本と同じ状況を示している。

とすれば、西念寺本の⑥「ナフル」は、本来、『ヤフル』とあったものが、カタカナの字体の類似から、『ヤ』から「ナ」へと誤写されたものと思われる。実際には、一回の転写作業において、『ヤフル』とあつ

資料 B-35

高山寺本	西念寺本	観智院本
儻 <small>餘、祝、又、見、 重、長、動、 之、仆、一、れ</small>	儻 <small>餘、机、又、貝、重、長、動 ウ、ル、祝、イ、本、升、く、次</small>	儻 <small>餘、祝、又、見、重、長、 動、ウ、ル、之、仆、一、れ、次</small>
12 オ	10 ウ	仏上 36

れに基づいて、表B-35-1aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

表B-35-1aを見ると、西念寺本の標出漢字「儻」⁽¹⁶⁾の⑦「祝イ本」という注記が観智院本に見えないことがわかる。⁽¹⁶⁾鎮国守国神社本は項目自体が佚文であるが、この⑦「祝イ本」は高山寺本にも見えないので、西念寺本の増補と思われる。

この⑦「祝イ本」という注記は、「イ本」という記述が存することから、異本注記であることが推測されるのであるが、具体的に何を意味しているのかが、一見ただけでは分かりにくくなっている。そこで、表B-35-1aで、各写本における冒頭の反切注記の状況を比較すると、西念寺本の①「餘机又」の「机」字が、観智院本・高山寺本では「祝」と記されていることから、西念寺本の⑦「祝イ本」は、「①『餘机又』の『机』が異本では『祝』と記されている」の意を示したものであると考える。

そして、この西念寺本の⑦「祝イ本」の意味するところがわかりにくくなっている理由としては、以下の三つが考えられる。

表 B-35-a

	観智院本	西念寺本	高山寺本
	① 餘祝又 ② 見、 ③ 重、 ④ 長、 ⑤ 動、 ⑥ ウル ⑦ 仆、 ⑧ 一歟	① 餘机又 ② 貝、 ③ 重、 ④ 長、 ⑤ 動、 ⑥ ウル ⑦ 祝イ本 ⑧ 外ミ歟	① 餘祝反 ② 見、 ③ 重、 ④ 長、 ⑤ 動、 ⑥ ウル ⑦ 仆、 ⑧ 一歟
	① 餘祝又 ② 貝、 ③ 重、 ④ 長、 ⑤ 動、 ⑥ ウル ⑦ 祝イ本 ⑧ 外ミ歟	① 餘机又 ② 貝、 ③ 重、 ④ 長、 ⑤ 動、 ⑥ ウル ⑦ 祝イ本 ⑧ 外ミ歟	① 餘祝反 ② 見、 ③ 重、 ④ 長、 ⑤ 動、 ⑥ ウル ⑦ 仆、 ⑧ 一歟

なければ、特段、問題とならない事象であろう。

しかしながら、それら三点から逆に考えると、西念寺本における一般的な異本注記の記載状況の特徴としては、

〔理由1〕

⑦「祝イ本」が、①「餘机又」の「机」字の左下の、「机」字から離れた場所に記されているため、意義注記「祝」の脱漏を示しているように見えてしまうこと。

〔理由2〕

注記の二行目の中で、⑥「ウル」、⑦「祝イ本」、⑧「外ミ歟」と連続して記されて、⑦「祝イ本」が、後の追記であるようには見えないこと。

〔理由3〕

「祝」字の大きさが、その他の注記の文字の大きさと同じように見えること。

〔理由3〕については、「祝」字がカタカナではなく、漢字であったために、字画が多いことから、毛筆による小字化が困難であったということも考えられないわけではないので、〔理由1〕と〔理由2〕が

『イ本』等の直接的な記述以外に、以下の三つが考えられることになる。

〔特徴1〕 異本注記は、比較対照した記述の周辺、多くは対象記述の右もしくは右下に記入する。

〔特徴2〕 異本注記は、項目相互の間隙、または行間・行末などのスペースに記入する。

〔特徴3〕 異本注記は、既存の注記の文字の大きさよりもやや小さめに記入する。

すなわち、整然と記された既存の本文を見慣れた利用者の目からすれば、異本注記の記載状況は、その記載場所と文字の大きさの相違によって、特異で、目立つ記述となり、通常の本文とは別の記述が存在していることをアピールできるようになっている。つまり、異本注記の記入者は、オリジナルの本文と自らが記入する異本注記が紛れないように意図しているものと考えられる。

これは、異本対照によって発見された相違に対する判断を、後の考察に委ねて、対照時に判断しない姿勢からすれば、問題箇所の見認を容易にする方法として有効であると言える。

ゆえに、先に述べた三つの「理由」については、異本対照作業時当初の目的・方針を見失った状況であることになるが、その原因としては、現存の西念寺本が、「机」字に対する異本注記⑦「祝イ本」が付された後に、さらに転写がなされた写本であり、どこかの転写作業の際に、本来の『祝イ本』の記載状況を、現状のように変更してしまったためであると推測される。

以上の点から、変更以前の、異本注記記入時当初の注記の状況としては、以下の点が推測される。

〔推測1〕 『祝イ本』の「祝」字は「机」字よりもやや小さめであることが目視できる大きさで記されていた。
 〔推測2〕 『祝イ本』は、『机』字の左もしくは左下の近くに記されていた。

そこで、表B₁35₁aに見るように、西念寺本の⑦「祝イ本」の存在と⑧「外々歟」の問題を除けば、各写本の注記の配列順序に問題は見られないから、それに基づいて、異本対照作業によって、①「餘机又」の「机」字に異本注記⑦「祝イ本」が付された当初の項目の状況を推測しようと思う。前提条件として、項目内の配列順序については、現西念寺本の、①「餘机又」、②「貝」、③「重」、④「長」、⑤「動」、⑥「ウル」、⑦「祝イ本」、⑧「外々歟」という配列によることとする。とすると、異本注記記入時当初の西念寺本の項目の状況については、まず、次に示すように、〈X〉〈Y〉〈Z〉の三つのケースが想像できる。

〈X〉	儷 ① 餘机又 ② 貝、 ③ 重 ④ 長、 ⑤ 動 ⑥ ウル ⑦ 祝イ本 ⑧ 外々歟
〈Y〉	儷 ① 餘机又 ② 貝、 ③ 重 ④ 長、 ⑤ 動 ⑥ ウル ⑦ 祝イ本 ⑧ 外々歟
〈Z〉	儷 ① 餘机又 ② 貝、 ③ 重 ④ 長、 ⑤ 動 ⑥ ウル ⑦ 祝イ本 ⑧ 外々歟

異本対照時に、異本注記⑦「祝イ本」を、その対象である①「餘机又」の「机」字の左もしくは左下近辺に配置するためには、第一案として、まずは、〈X〉のように、一行目の注記を①「餘机又」から⑥「ウル」までとし、二行目に⑦「祝イ本」を配置するスペースをとって、その下に⑧「外々歟」を配するケースが考えられる。しかし、この場合は、⑦「祝イ本」が付される以前の状況で、二行目の冒頭・上部を空欄にしておく必要があり、⑧「外々歟」が、なぜその空欄の下に記されているのが不明で、不自然な配置になる。

次に、〈Y〉や〈Z〉のように、注記の二行目と三行目の行間に⑦「祝イ本」が記されたケースが考えられる。〈Y〉の場合は、⑦「祝イ本」の追記後の転写の際に、〈Y〉の状況を三行書きと理解した人物が、その順序通りに転写すると現存の西念寺本の配列になり、〈Z〉の場合は、二行書きであるという意識のもとで、横にはみ出た⑦「祝イ本」を二行目に取り込むことで、現存本の配列に変化させることができる。

しかし、〈X〉〈Y〉〈Z〉のいずれの場合も、一行目の注記の数が多すぎて、一行目のスペースを縦に長く取ってしまう点に不自然さを感じる。

〔特徴1〕の、異本注記は一般的に対象とする文字の「右もしくは右下」に記すという点からすると、⑦「祝イ本」を「机」字の左側に記している〈X〉〈Y〉〈Z〉のいずれの場合も、一般的ではない感があるが、用例がないわけではない。¹⁰⁾とすれば、問題は、やはり、〔特徴2〕の異本注記を記入するスペースの都合なのだと考えられる。すなわち、今回のケースで考えられるのは、⑦「祝イ本」の記入時に、「机」字の左側に右側よりも広いスペースが存在していたのではないかということである。そう考えると、その場合には、行間に記す〈Y〉〈Z〉のパターンよりも、スペースの存在を前提とした〈X〉の方が可能性があるように思われる。

<p>〈X-1〉 異本注記 記入前</p>
<p>儻</p>
<p>① 餘机 父</p>
<p>② 貝、 ③ 重 ④ 長、 ⑤ 動 ⑥ ウル</p>
<p>⑧ 外々歟</p>

<p>〈X-2〉 異本注記 記入</p>
<p>儻</p>
<p>① 餘机 父 ⑦ 祝イ本</p>
<p>② 貝、 ③ 重 ④ 長、 ⑤ 動 ⑥ ウル</p>
<p>⑧ 外々歟</p>

<p>〈X-3〉 1行内に 記される</p>
<p>儻</p>
<p>① 餘机父 ⑦ 祝イ本</p>
<p>② 貝、 ③ 重 ④ 長、 ⑤ 動 ⑥ ウル</p>
<p>⑧ 外々歟</p>

<p>〈X-4〉 界線が意識 されなくなる</p>
<p>儻</p>
<p>① 餘机父 ⑦ 祝イ本</p>
<p>② 貝、 ③ 重 ④ 長、 ⑤ 動 ⑥ ウル</p>
<p>⑧ 外々歟</p>

<p>現在の 西念寺本</p>
<p>儻</p>
<p>① 餘机父 ② 貝、 ③ 重 ④ 長、 ⑤ 動 ⑥ ウル ⑦ 祝イ本 ⑧ 外々歟</p>

そこで、〈X〉の考え方をベースとした別案を考えたこととする。まず、異本注記入前の状況として考えられるのは、右の〈X-1〉のように、標出漢字「儻」の項目が、二段分のスペースを使用していた際に、例えば、一段目の記入欄が狭く、また、行末であったために、②「貝、」以降の注記を次行の冒頭・一段目に記さねばならなかったケ

「スである。この際の①「餘机又」は、②「貝、」以降の注記が記入しにくい状況であったはずであるから、例えば、①「餘机又」の「餘机」で改行して、二行目に「又」を記しているような状況であることが考えられる。

そして、⑦「祝イ本」を①「餘机又」の「机」字の周辺に記入しようとした際に、その「又」の下にスペースが残されている状況であれば、〈X12〉のように、小字で「又」の下に記入することが可能である。

この場合の〈X11〉と〈X12〉は同一写本の可能性もある。

次に〈X12〉をさらに転写する企画が起こり、〈X13〉が成立する。ここでは、何らかの都合で当該頁の行取りが変化し、前行の末尾に記されていた標出漢字「價」と①「餘机又」、⑦「祝イ本」の記述と、次行冒頭に記されていた②「貝、」以降の注記が、一行にまとめられることになる。その際、前行の末尾に記されていた①「餘机又」と⑦「祝イ本」は、前行に記されていた記述ということで、先に転記され、その際に、割注の一行目に①「餘机又」、そして、「机」字の左下に⑦「祝イ本」を記すことが可能となる。この場合の⑦「祝イ本」は、①「餘机又」の「机」字に対する異本注記であるという認識があったはずである。

そして、現在の西念寺本の状況に至るためには、標出漢字「價」の項目が二段分のスペースを使用していることについて、一段目と二段目の間の界線を意識せず、二段分のスペースで一項目を記しているという意識となることが必要である。そうした意識が〈X13〉の書写時に発生していれば、〈X14〉の段階が実際の写本として成立する必要があるが、二段分のスペースで一項目を記しているという意識が発生することで、以後の転写で①「餘机又」から⑧「外々歎」までの注記を、配列順に連結して記せば、現在の西念寺本の状況を作ることが可能となる。

また、資料B135の項目における各写本の様子を見ると、標出漢字「價」の項目は、漢字表記による意義注記が多い項目であることがわかる。その点からすれば、異本注記⑦「祝イ本」は、①「餘机又」の「机」字に対するもので

はなく、「異本には、当該本にはない意義注記『祝』が記されている」の意を示しているという誤解が発生すること
も考えられる。そうした誤解をする転写者が現れれば、転写の際に⑦「祝イ本」の「祝」字を他の注記と同様のサイ
ズに変更してしまうことも、⑦「祝イ本」を、⑥「ウル」や⑧「外々歟」の配列の中に組み込んで一行としてしま
うこともあり得るものと考ええる。

なお、標出漢字「價」の項目自体の記載位置について、西念寺本と高山寺本では、前後の項目との配列順が同一で
あるが、観智院本では仏上の「人」部の末尾に配されており、異なっている。観智院本において項目自体を転写時に
脱漏し、後に補った可能性も考えられるが、詳細は別稿に譲る。しかし、この現象も、現西念寺本が、現観智院本系
統からの転写ではないことの証左と考えられ、高山寺本と同様の項目順であることから、観智院本の系統の成立以
前の状況を西念寺本が伝えているものと思われる。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

注 記

- (106) 資料B132に示した各写本における項目の、二つの標出漢字が、現代におけるどの漢字に相当するかは未詳。参考までに、
(5) の諸橋氏の『大漢和辞典』の15612番に「棘」が見え、西念寺本の二つ目の標出漢字の異体字であるかのように見

えるが、字音、字義が資料B-32のものとは一致しない。ただし、二三番に「𦉳」の項目が存する。意味的には「雲南」「貴州」「四川」の人ということで、名義抄の意義注記「西南人」と一致する。但し、こちらは《來(来)》の字画を《東》とする。また(11)(96)の、宋版の龍龕手鑑(卷三東部第五十六・入聲64ウラ・404頁)に「𦉳」の項目があり、こちらは東部とすることく、《來(来)》に相当する字画を《東》としている。しかし、「今蒲北反」道縣名又丁壯貞又音逼三」の注記があり、「蒲北反」の記述は、資料B-32に示した名義抄の三写本の記述と一致するものと思われる。なお、龍龕手鑑の高麗版(卷四東部第五十六・入聲86ウラ・542頁)、朝鮮版(卷八東部第五十七・入聲75オモテ・324頁下)の標出漢字は、いずれも宋版と同字体で記述内容もほぼ同じである。

(106) 資料B-32の高山寺本の二つの標出漢字においては、いずれも部分的に虫損が存するが、両字ともに、残存部の様子から観智院本と同様の字体であることが、ほぼ間違いないものと推測される。

(107) 西念寺本の二つ目の標出漢字「𦉳」の字体が、観智院本・高山寺本の状況と相違する点については、西念寺本の二つ目の項目自体が、一つ目の項目とは全く無関係の別の項目であって、それが誤って入り込んでいないかという疑問もあり得る。しかし、標出漢字の字体は相違するものの、注記においては、三写本ともに「正」という字体に関するものであることで共通している点、また、標出漢字の字画についても、西念寺本と観智院本・高山寺本とで、全く類似性が認められないということではない点から、本稿においては、西念寺本の二つ目の標出漢字の項目は、全く無関係の別項目が誤入したのではなく、標出漢字が誤記されたものと考え、一つ目の標出漢字の項目と関連した項目であると考ええる。

(108) 資料B-32の西念寺本の二つ目の項目「𦉳」の字体注記「正」の記載位置は問題である。改編本系の名義抄では、「正」「俗」などの異体字注記は、資料B-32の観智院本・高山寺本のように、標出漢字の右下に付されていることが一般であり、西念寺本のように標出漢字から離されて記されることは珍しい。しかし、その原因については、ここでの標出漢字の字体

の問題とは直接的に関わらないように思われるので、今後の課題としたい。

- (109) 図B-32 aでは、写本A以下の、それぞれの系統が、B・C・D・Eの発生とは関わらないケースの転写も続いていくように見えるが、それは、あくまでも可能性を示したのみで、それぞれの系統でさらなる転写本が成立したかは、もちろん不明である。ただし、写本Aについては、現観智院本・高山寺本の成立までに、転写の過程が存したことが容易に推測できるし、写本Bについても、『棘』から『棘』への変化が、写本Cの成立とは無関係の系統内で発生した可能性を無視できない。

- (110) 資料B-32の標出漢字については、各写本の標出漢字の字画および注記の状況から、(5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の583番「修」に相当するものと思われる。

- (111) 高山寺本の⑥「ア□□ク」と⑪「ナカスハ□」については、(3)に示した高山寺本の複製本を確認すると、資料B-32に示したように、虫損の残存部分により、⑥「ア□□ク」が「アサムク」、⑪「ナカスハ□」が「ナカスハリ」であったであろうことは容易に推測できる。

- (112) 高山寺本の⑨「フル□」、⑩「□ヘタク」は、一行に連続して記されており、その連続した中程を虫損している。その当該箇所について、(3)の高山寺本の複製本では、何かの字画の一部かもしれない《、》のようなものが上下に二つ存するようにも見えるが、それが虫損箇所の残存部分であるのか、裏頁の墨の滲みであるのか、また、虫損箇所を裏打ちした際の混乱なのか、判断としないため、資料B-32では省略している。因に、(14)の草川氏においては、高山寺本の⑨を「フル□」としているが、⑩は「シヘタク」とされている。

- (113) (5)の諸橋氏の『大漢和辞典』の887番に「偏」が存する。資料B-34の高山寺本の標出漢字は「偏」とするが、こちらは『大漢和辞典』に見えない。高山寺本の注記の①「鄙力反」②「或逼字」からすると観智院本・西念寺本の「偏」の方

が正しいように思えるが、高山寺本で「儻」としている理由については不明。

- (114) 観智院本の⑧「□スカシ」と⑨「ヘキ」については、(2) f-2「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏——西念寺本にないカタカナ注記について——(二)」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第9号 平成16年4月）の第25・26項・資料22において考察している。

- (115) (5) の諸橋氏の『大漢和辞典』の1235番に「儻」が存する。

- (116) 西念寺本の⑧「外々歟」については、表B-35-aにより、観智院本・高山寺本と比較すると、⑧「外々歟」の「外」は「仆」字の誤りで、また、「々」は、「、」と「ー」の二つであったもので、本来は「仆、」「ー歟」の二つの注記であったものと推測される。

- (117) 例えば、先に考察したものに、第5項（資料B-5）、第6項（資料B-6）、第17項（資料B-15）など、異本注記を対象とする文字の左側に記したケースがある。